

平成23年11月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 石 井 奈穂子
平成23年ワ第216号 過払金返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年10月18日

判 決

神奈川県

原 告

訴訟代理人弁護士 小 野 仁 司

高 柳 良 作

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

(送達場所・東京都港区芝2丁目3-1番19号バンザイビル6階)

被 告 アイフル株式会社

代表者代表取締役 福 田 吉 孝

代理人支配人 細 野 信 行

船 場 大 輪

坪 内 智 治

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金351万5191円及び内金316万9435円に対する平成22年9月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地建物につき、横浜地方法務局平塚出張所平成13年6月28日受付第18034号の根拠当権設定登記の抹消登記手続をせよ。
- 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、登録した貸金業者である被告に対し、原告において、被告から継続的に利息制限法の制限利率を超えた約定利息で金銭を借り受け、その返済を行い、平成13年、原告所有の土地建物について被告のために債権の範囲を金銭消費貸借取引とする根抵当権を設定しその旨の登記をしたところ、被告は、制限利率を超過した利息を弁済として受領したことにつき悪意の受益者であって、上記金銭消費貸借取引を利息制限法の制限利率に引き直して計算すると、上記根抵当権の被担保債権である被告との間の金銭消費貸借取引における貸金債権は既に完済により全て消滅しており、過払金及び確定法定利息が発生していると主張して、平成23年に送達された本訴状をもって上記根抵当権の元本確定請求を被告にした上で、不当利得返還請求権及び所有権に基づき、過払金316万9435円、平成22年9月24日までの確定法定利息34万5756円及び上記過払金に対する翌25日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払並びに上記根抵当権設定登記の抹消登記手続を求めらる事案である。

2 前提事実

争いのない事実、証拠により容易に認定することができる事実及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

- (1) 被告は、貸金業法所定の登録を受けて貸金業を営む貸金業者である。
- (2) 原告は、昭和60年3月25日、売買により、別紙物件目録記載1の土地の所有権を取得し、同土地に、同月28日、別紙物件目録記載2の建物を新築して所有権を取得し、そのころ、上記土地建物について、その旨の所有権移転登記及び所有権保存登記をそれぞれ経由した（甲2、3。この土地建物を「本件土地建物」という。）。

(3) 被告は、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」の平成12年2月28日から平成22年9月24日までの年月日欄、借入金額欄及び弁済額欄記載のとおり、原告に金銭を貸し付け、原告から返済を受けた（以下、この取引を「本件各取引」といい、本件各取引のうち、平成12年2月28日の50万円の貸付取引から平成13年6月28日の50万5195円の弁済取引までを「本件各取引①」といい、同日の300万円の貸付取引から平成22年9月24日の5万円の弁済取引までを「本件各取引②」という。）。

(4) 原告は、平成13年6月27日、被告との間で、本件土地建物につき、次の内容で根抵当権（以下「本件根抵当権」という。）を設定する根抵当権設定契約を締結し、翌28日、本件土地建物につき、横浜地方法務局平塚出張所同日受付第18034号をもって、本件根抵当権の設定登記が経過された（甲2、3、弁論の全趣旨。以下「本件根抵当権設定登記」という。）。

原因	平成13年6月27日設定
極度額	480万円
債権の範囲	金銭消費貸借取引
債務者	原告
根抵当権者	被告

(5) 本件各取引において、被告が弁済として受領していた利息は、いずれも利息制限法の制限利率を超過したものであった（甲1）。

(6) 原告は、本件根抵当権設定時から3年を経過した後である平成23年4月18日（訴状送達日）、被告に対し、本件根抵当権の元本確定請求の意思表示をし、同年5月2日の経過により、同請求の日から2週間が経過した（以下「本件元本確定」という。）。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件各取引の一連性について

ア 原告

㉞ 本件各取引は、中断が全くない一連の取引である。本件各取引における平成13年6月28日の弁済取引と貸付取引は、同貸付金額から既存の債務額が差し引かれた差額が交付されているにすぎず、両者は、極めて牽連性の高い一体性をもった契約と評価できる。

㉟ 平成13年6月28日の取引は、同日の弁済取引については、金銭の交付がなく、同日の貸付額から控除がなされているところ、利息制限法を超過する利息部分についてのものは無効であるから、同日の貸付取引における上記無効部分に対応する控除部分は、要物性を満たさず、成立していない。

㊱ 本件各取引①と②において、変わらずにカードに基づく貸付けが行われている。つまり、本件各取引は、元々カードローン契約が行われていたところ、新規に不動産担保を設定し、これに伴い、限度額の変更その他の契約条件の変更が行われたに過ぎない。また、本件では、本件各取引①と②の間に空白期間が存在するわけでもない。したがって、本件各取引①と②の間に一体の取引性あるいは充当が肯定されるべきである。

イ 被告

㉞ 本件各取引は、包括契約を異にする本件各取引①と②の2つに分かれるから、各個別に検討・計算すべきである。

㉟ 本件各取引における事情は、次のとおりであるから、本件各取引①と②を一連一体とすべきでない。

a 本件各取引①は、限度額を50万円とする無担保無保証の小口信用取引であるのに対し、本件各取引②は、本件土地建物を担保とする限度額300万円の大口融資である。

b 本件各取引①と②は、個別に基本契約を締結しているが、その申込み方法、資金使途、融資の態様、契約利率及び契約限度額、契約形態その他一切の契約内容が全く異なる。

c 本件各取引①は、基本契約に基づいて一定の融資限度額内での金員の貸付けとリボルビング返済特約に基づく一定額以下の返済が繰り返される無担保の信用取引であり、本件各取引②は、貸付金300万円の根拠当権付きの不動産取引である。また、本件各取引②は、事業資金という明確な資金用途の下で申込みが行われている。

d 以上、本件各取引①と②は性質を大きく異にする。

(2) 被告と悪意の受益者について

ア 原告

被告は、本件各取引において、具体的な取引態様（任意性）、貸金業法17条書面、同法18条書面などから、みなし弁済の要件を満たさないことを知りながら、原告から返済を受けていたから、悪意の受益者である。

本件各取引は、リボルビング取引であるところ、同取引には古くからみなし弁済が成立しないという理論が確立されていた。本件各取引②は、不動産担保ローンで、契約条項に反すると同担保を実行されるという強制の契機が働くから、みなし弁済の適用がないというのが古くからの通説である。

また、本件各取引において、過払利息が初めて発生するのは、平成18年11月21日であるが、同時期は、既に最高裁平成18年1月13日判決が確立している時期である。

イ 被告

(ア) 被告は、各年代の判例に応じて、貸金業法17条1項及び同18条1項所定の各書面を顧客に交付する業務体制を構築し、実践しており、判例の変遷及び悪意の受益者であることを否定した裁判例を踏まえれば、合理的根拠に基づき、みなし弁済が成立すると認識していたといえ、被告には、やむを得ないといえる「特段の事情」がある。

(イ) 過払金発生後の新たな貸付けは、過払金の弁済として支払がなされた

ものでないので民法491条の適用はなく、過払利息の貸付債務への充当を認めなくとも権利関係が複雑化することはないから充当すべしとの当事者の意思を推認できず、上記充当を認めることは実質的に重利の結果を生じるから、過払金元本のみが新貸付けへの充当原資となり、過払利息は充当後も残存すると解すべきである。

(ウ) 過払金に対する利息を付すべき始期は、本訴状送達の日翌日とすべきである。

(3) 被告の現存利益の不存在について

ア 被告

被告は、悪意の受益者ではないから利益の存する限度で返還義務を負うに止まるところ、被告が法人税、法人地方税、外形標準課税等として納付した部分に相当する範囲については利益が現存しないから、この部分については返還義務を負わない。

イ 原告

被告は、本件各取引において悪意の受益者である。

第3 当裁判所の判断

1 本件各取引と一連性について

(1) 争いのない事実、証拠（甲1ないし3、乙5、6の1・2、8、10、11）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができ、これを覆すに足りる的確な証拠はない。

ア 原告は、平成12年2月27日付けで、被告との間で、被告を貸主、原告を借主とする、次の内容の継続的金銭消費貸借取引に関する金銭消費貸借基本契約を締結し、被告から、同契約に基づく借入れ及び返済の際に使用するカードの貸与を受けた。

(ア) 返済方式 元本定率リボルビング返済

(イ) 約定利息 年29.2パーセント

ク 支払期日 サイクル制（原則として借入日から32日以内又は前回返済日の翌日から31日以内）

ケ 遅延損害金 年39.931パーセント

イ 原告と被告は、本件各取引①の取引（ただし、平成13年6月28日の弁済取引を除く。）をした。

ウ 原告は、平成13年6月20日付けで、被告に対し、融資希望額を300万円とする不動産担保ローンの申込みをした。

エ 原告は、平成13年6月27日付けで、被告との間で、被告を貸主、原告を借主とする、次の内容の継続的金銭消費貸借取引に関する金銭消費貸借基本契約を締結した。

ク 借入限度額 300万円

ケ 返済方式 ハイバランス・リボルビング方式

ク 約定利息 年24パーセント

ケ 支払期日 毎月28日

ク 遅延損害金 年29.2パーセント

オ 原告は、平成13年6月27日ころ、被告との間で、本件土地建物につき、本件根抵当権を設定する根抵当権設定契約を締結し、翌28日、本件土地建物につき、本件根抵当権設定登記が経由された。

カ 原告は、平成13年6月28日、同月27日付け金銭消費貸借基本契約に基づき、被告との間で、300万円を借り受けることを合意した。

キ 被告は、返済原資を一にする2つの融資については過剰融資の観点から同時並行することをしないとの原則を有していたことから、貸し付ける上記300万円から本件各取引①の約定元利金の完済を受けることとし、原告の同意を得た上で、上記合意した300万円の貸付けについて、平成13年6月28日、同日における本件各取引①の約定残元利金50万5195円を差し引いた249万4805円を原告に交付し、差し引いた50万

5195円を本件各取引①の約定残元利金の弁済に充当した。

ク 原告と被告は、本件各取引②の取引（ただし、平成13年6月28日の貸付取引を除く。）をした。

(2) 以上の認定事実によれば、本件各取引①は平成12年2月27日付け金銭消費貸借基本契約、本件各取引②は平成13年6月27日付け金銭消費貸借基本契約に基づきそれぞれ行われていること、上記各金銭消費貸借基本契約では約定利息及び遅延損害金の利率が異なること及び本件各取引①は無担保取引であるのに対して本件各取引②は不動産担保付取引であること、以上を認めることができるから、本件各取引①と②は、別個の異なる基本契約に基づく取引というべきである。

(3) 本件各取引の平成13年6月28日の弁済取引と貸付取引は、上記(1)のとおり行われているところ、本件各取引①を利息制限法の制限利率に引き直して計算すると、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」のとおり、平成13年6月28日における弁済取引前の本件各取引①の残元利金は43万1862円（＝元本42万8893円＋利息1277円＋利息1692円）であるから、被告が原告に金銭を交付せずに差し引いて本件各取引①の残元利金に充当した50万5195円のうち7万3333円（＝50万5195円－43万1862円）は無効であり、現実に金銭の交付がなされているわけではないから、同額の過払いの弁済があったということもできない。

したがって、平成13年6月28日の貸付取引300万円のうち上記7万3333円は金銭の交付がないものと評価せざるを得ず、同日の貸付取引は、292万6667円（＝300万円－7万3333円）が成立しているに過ぎず、利息制限法の引き直し計算に当たっては、本件各取引を一連計算した場合と同様の結果となるというべきである。

(4) また、上記(1)の認定事実によれば、本件各取引①と②は、いずれもカードを使用するリボルビング取引であること、本件各取引①の最終の弁済取引と

本件各取引②の最初の貸付取引が同日に行われており取引のない空白期間が全くないこと及び本件各取引②の最初の借入取引にかかる借入金の一部を原資として本件各取引①の当時の約定残債務の完済がなされていること、以上が認められるから、上記の各事情に照らすと、本件各取引①は平成13年6月28日の弁済取引によって終了せず、本件各取引②と事実上1個の連続した取引と評価でき、本件取引①の過払金を本件各取引②の新たな貸付金に充当する旨の合意が存在したといえることができるというべきである。

したがって、本件各取引は、一体で連続計算されるべき取引といえる。

(5) 以上、本件各取引は、一体で連続計算されるべき取引といえる。

2 被告と悪意の受益者について

(1) 貸金業法上の登録を受けた貸金業者が制限超過部分を利息債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者（悪意の受益者）であると推定されるものというべきである。

被告は、第2の2前提事実(1)のとおり、貸金業法所定の登録を受けた貸金業者であると認められるところ、上記特段の事情につき、本件各取引に関する具体的な主張立証をしていないこと、一般的な業務体制を構築していたこと以外に、被告につき、本件各取引において、上記特段の事情に関する事情が認められないことに照らすと、被告は、本件各取引に関する過払金について、悪意の受益者というべきである。

(2) 被告は、新たな貸付けを過払金に充当する場合、過払利息には充当されるべきではない旨主張するが、民法491条の趣旨が費用、利息及び元本の経

濟的性質を考慮して公平の觀念に合致させるために当事者の充當指定を排斥して規定されたものであることに鑑みると、当事者の合意がない本件において、過払金と過払利息とが存在するときの充當方法としては、民法491条が準用されると解することが相当である。

被告の主張は、独自の見解であつて採用することができない。

- (3) 継続的金銭消費貸借取引に基づく金銭消費貸借の借主が利息制限法所定の制限を超える利息の支払を継続したことにより過払金が発生した場合でも、民法704条前段所定の利息は過払金発生時から発生すると解することが相当である（最高裁判所平成21年(受)第1192号同裁判所平成21年9月4日第二小法廷判決参照）。

被告の過払金に対する利息の始期が訴状送達の日翌日である旨の主張は、独自の見解であつて採用することができない。

3 現存利益の消滅について

被告は、前記のとおり、本件各取引において悪意の受益者と認められるので、被告の現存利益の消滅に関する主張は、その前提を欠くから、採用することができない。

4 原告の過払金の額

以上のとおり、本件各取引が一連計算されるべき取引であること及び同取引において被告が悪意の受益者であることを認めることができるから、本件各取引につき、上記を基に利息制限法の制限利率に引き直して計算すると、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」のとおり、平成22年9月24日時点で、過払金316万9435円、確定法定利息34万5756円が発生していることを認めることができる。

そうすると、被告は、原告に対し、上記過払利息、上記過払金及びこれに対する平成22年9月25日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払義務を負っており、本件元本確定によって確定した本件根抵当権の被

担保債権は消滅していることも認められるから、原告の被告に対する請求はいずれも理由がある。

5 よって、原告の本訴請求は、理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり判決する。

なお、被告は、仮執行免脱の宣言等を求めているが、相当でないから、これを付さない。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁 判 官 山 崎 恵

(別紙)

物件目録

1 土地

所在 平塚市●●●●●●
地番 ●●●●●●
地目 宅地
地積 ●●●. ●●●平方メートル

2 建物

所在 平塚市●●●●●●●●●●●●
家屋番号 2124番12
種類 居宅
構造 木造スレート葺2階建
床面積 1階 ●●●. ●●●平方メートル
2階 ●●●. ●●●平方メートル

以上

利息制限法に基づく法定金利計算書

(円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: **●●●●**
会員番号:
貸金業者: **アイフル総合算**

過払利率 5%

作成者:

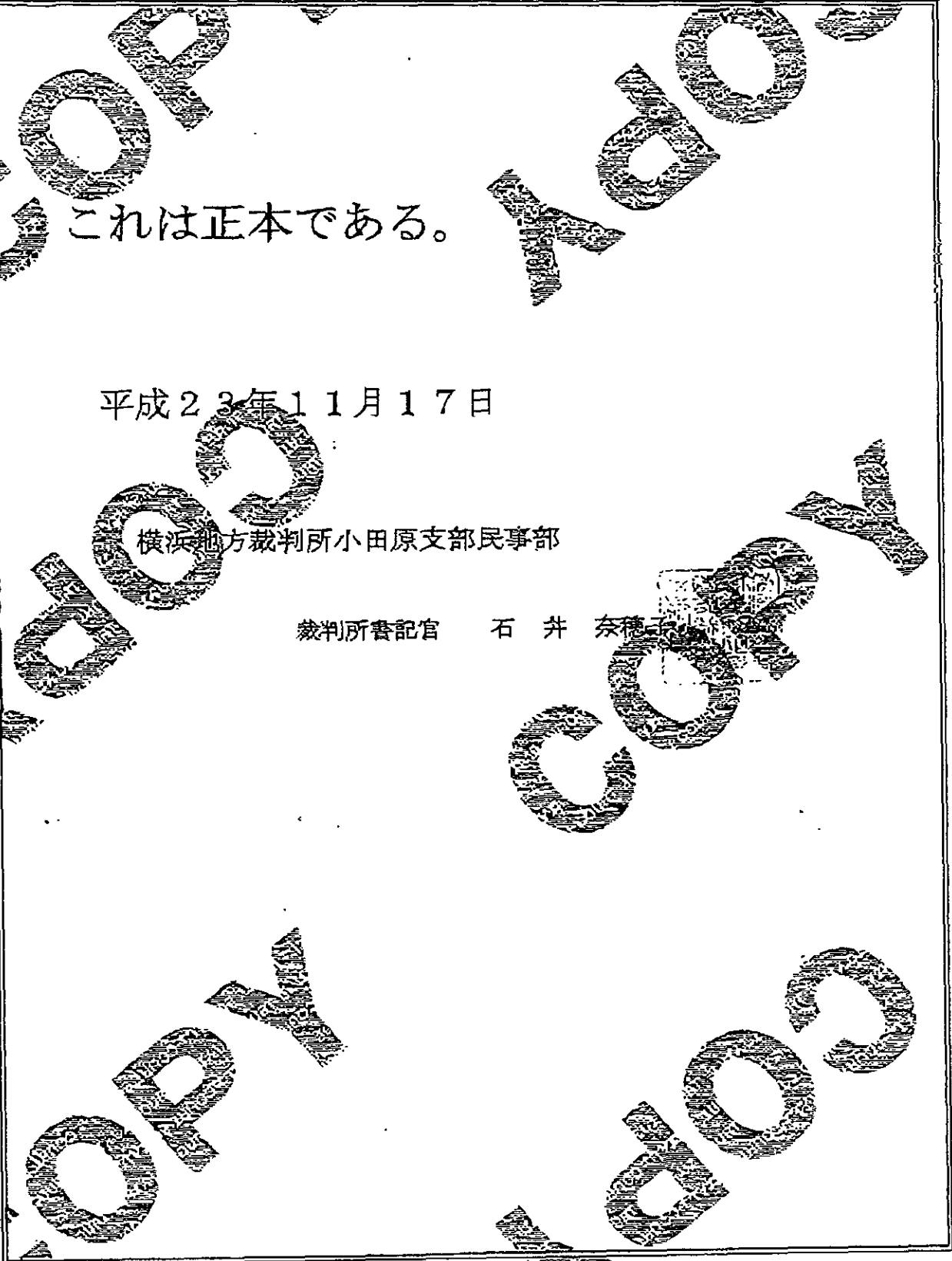
	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H12.2.28	500,000		0.18				500,000		
2	H12.3.30		22,200	0.18	31	7,622	0	485,422	0	0
3	H12.5.1		22,549	0.18	32	7,639	0	470,512	0	0
4	H12.6.1		22,000	0.18	31	7,173	0	455,685	0	0
5	H12.7.3		22,034	0.18	32	7,171	0	440,822	0	0
6	H12.8.3		21,410	0.18	31	6,720	0	426,132	0	0
7	H12.9.4		11,000	0.18	32	6,706	0	421,838	0	0
8	H12.10.2		21,000	0.18	28	5,808	0	406,646	0	0
9	H12.11.2		21,000	0.18	31	6,199	0	391,845	0	0
10	H12.12.4		21,000	0.18	32	6,166	0	377,011	0	0
11	H13.1.4		21,000	0.18	31	5,749	0	361,760	0	0
12	H13.2.5		20,470	0.18	32	5,708	0	346,998	0	0
13	H13.3.8		19,895	0.18	31	5,304	0	332,407	0	0
14	H13.4.9		19,958	0.18	32	5,245	0	317,694	0	0
15	H13.5.10		20,000	0.18	31	4,856	0	302,550	0	0
16	H13.6.11		19,431	0.18	32	4,774	0	287,893	0	0
17	H13.6.20	141,000		0.18	9	1,277	1,277	428,893	0	0
18	H13.6.28		505,195	0.18	8	1,692	0	-73,393	0	0
19	H13.6.28	3,000,000		0.15	0	0	0	2,926,667	0	0
20	H13.6.28		100,000	0.15	0	0	0	2,826,667	0	0
21	H13.7.30		73,123	0.15	32	37,172	0	2,790,716	0	0
22	H13.8.28		71,000	0.15	29	33,259	0	2,752,975	0	0
23	H13.9.28		70,743	0.15	31	35,072	0	2,717,304	0	0
24	H13.10.6	34,000		0.15	8	8,933	8,933	2,751,304	0	0
25	H13.10.29		71,000	0.15	23	26,005	0	2,715,242	0	0
26	H13.11.28		69,000	0.15	30	33,475	0	2,679,717	0	0
27	H13.12.28		68,781	0.15	30	33,087	0	2,643,973	0	0
28	H14.1.28		70,536	0.15	31	33,583	0	2,607,120	0	0
29	H14.2.28		70,332	0.15	31	33,213	0	2,570,001	0	0
30	H14.4.1		82,073	0.15	32	33,797	0	2,521,725	0	0
31	H14.4.30		55,868	0.15	29	30,053	0	2,495,910	0	0
32	H14.5.30		77,796	0.15	30	30,771	0	2,448,885	0	0
33	H14.6.28		55,487	0.15	29	29,185	0	2,422,583	0	0
34	H14.7.26		64,000	0.15	28	27,876	0	2,386,459	0	0
35	H14.8.28		73,000	0.15	33	32,364	0	2,345,823	0	0
36	H14.9.30		72,695	0.15	33	31,813	0	2,304,941	0	0
37	H14.10.28		63,011	0.15	28	26,522	0	2,268,452	0	0
38	H14.11.28		68,487	0.15	31	28,899	0	2,228,864	0	0
39	H14.12.20		51,362	0.15	22	20,151	0	2,197,653	0	0
40	H15.1.20		69,080	0.15	31	27,997	0	2,157,570	0	0
41	H15.2.21		69,743	0.15	32	28,373	0	2,116,200	0	0
42	H15.3.28		75,114	0.15	35	30,498	0	2,071,524	0	0
43	H15.4.30		67,484	0.15	33	28,093	0	2,032,133	0	0
44	H15.5.28		65,417	0.15	28	23,383	0	1,990,099	0	0
45	H15.6.30		71,000	0.15	33	26,589	0	1,946,088	0	0
46	H15.7.28		61,350	0.15	28	22,393	0	1,907,131	0	0
47	H15.8.22		55,683	0.15	25	19,593	0	1,871,041	0	0

別紙取引表

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
48	H15. 9. 22		67,000	0.15	31	23,836	0	1,827,877	0	0
49	H15. 10. 21		63,000	0.15	29	21,784	0	1,786,661	0	0
50	H15. 11. 21		66,017	0.15	31	22,761	0	1,743,405	0	0
51	H15. 12. 22		65,818	0.15	31	22,210	0	1,699,802	0	0
52	H16. 1. 22		65,700	0.15	31	21,613	0	1,655,715	0	0
53	H16. 2. 24		70,000	0.15	33	22,392	0	1,608,107	0	0
54	H16. 3. 23		60,000	0.15	28	18,453	0	1,566,560	0	0
55	H16. 4. 22		64,000	0.15	30	19,265	0	1,521,820	0	0
56	H16. 5. 21		62,000	0.15	29	18,087	0	1,477,907	0	0
57	H16. 6. 24		70,000	0.15	34	20,593	0	1,428,500	0	0
58	H16. 7. 22		60,000	0.15	28	16,392	0	1,384,892	0	0
59	H16. 8. 23		66,000	0.15	32	18,162	0	1,337,054	0	0
60	H16. 9. 22		63,000	0.15	30	16,439	0	1,290,493	0	0
61	H16. 10. 21		60,210	0.15	29	15,337	0	1,245,620	0	0
62	H16. 11. 24		70,000	0.15	34	17,357	0	1,192,977	0	0
63	H16. 12. 21		57,000	0.15	27	13,200	0	1,149,177	0	0
64	H17. 1. 24		68,152	0.15	34	16,044	0	1,097,069	0	0
65	H17. 2. 25		64,521	0.15	32	14,427	0	1,046,975	0	0
66	H17. 3. 23		54,127	0.15	26	11,186	0	1,004,034	0	0
67	H17. 4. 22		61,000	0.15	30	12,878	0	955,412	0	0
68	H17. 5. 23		63,000	0.15	31	12,171	0	904,583	0	0
69	H17. 6. 23		62,000	0.15	31	11,524	0	854,107	0	0
70	H17. 7. 22		59,000	0.15	29	10,179	0	805,286	0	0
71	H17. 8. 23		64,000	0.15	32	10,590	0	751,876	0	0
72	H17. 9. 22		60,000	0.15	30	9,269	0	701,145	0	0
73	H17. 10. 21		58,000	0.15	29	8,356	0	651,501	0	0
74	H17. 11. 21		61,000	0.15	31	8,299	0	598,800	0	0
75	H17. 12. 21		59,500	0.15	30	7,382	0	546,682	0	0
76	H18. 1. 23		64,000	0.15	33	7,423	0	490,095	0	0
77	H18. 2. 22		60,000	0.15	30	6,042	0	436,187	0	0
78	H18. 3. 22		56,000	0.15	28	5,018	0	385,155	0	0
79	H18. 4. 21		60,000	0.15	30	4,748	0	329,903	0	0
80	H18. 5. 23		62,000	0.15	32	4,388	0	272,241	0	0
81	H18. 6. 22		60,000	0.15	30	3,356	0	215,597	0	0
82	H18. 7. 24		61,000	0.15	32	2,835	0	157,432	0	0
83	H18. 8. 22		70,000	0.15	29	1,875	0	89,308	0	0
84	H18. 9. 22		80,000	0.15	31	1,137	0	10,445	0	0
85	H18. 10. 20		80,000	0.15	28	120	0	-69,435	0	0
86	H18. 11. 21		80,000	0.15	32	0	0	-149,435	-304	-304
87	H18. 12. 22		80,000	0.15	31	0	0	-229,435	-634	-938
88	H19. 1. 23		80,000	0.15	32	0	0	-309,435	-1,005	-1,943
89	H19. 2. 22		80,000	0.15	30	0	0	-389,435	-1,271	-3,214
90	H19. 3. 22		80,000	0.15	28	0	0	-469,435	-1,493	-4,707
91	H19. 4. 23		80,000	0.15	32	0	0	-549,435	-2,057	-6,764
92	H19. 5. 22		80,000	0.15	29	0	0	-629,435	-2,182	-8,946
93	H19. 6. 21		80,000	0.15	30	0	0	-709,435	-2,586	-11,532
94	H19. 7. 23		80,000	0.15	32	0	0	-789,435	-3,109	-14,641
95	H19. 8. 22		80,000	0.15	30	0	0	-869,435	-3,244	-17,885
96	H19. 9. 25		80,000	0.15	34	0	0	-949,435	-4,049	-21,934
97	H19. 10. 24		80,000	0.15	29	0	0	-1,029,435	-3,771	-25,705
98	H19. 11. 21		80,000	0.15	28	0	0	-1,109,435	-3,948	-29,653
99	H19. 12. 21		80,000	0.15	30	0	0	-1,189,435	-4,559	-34,212
100	H20. 1. 22		80,000	0.15	32	0	0	-1,269,435	-5,204	-39,416

別紙取引表

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
101	H20. 2. 22		80,000	0.15	31	0	0	-1,349,435	-5,375	-44,792
102	H20. 3. 24		80,000	0.15	31	0	0	-1,429,435	-5,714	-50,506
103	H20. 4. 23		80,000	0.15	30	0	0	-1,509,435	-5,858	-56,364
104	H20. 5. 21		80,000	0.15	28	0	0	-1,589,435	-5,773	-62,137
105	H20. 6. 24		80,000	0.15	34	0	0	-1,669,435	-7,382	-69,519
106	H20. 7. 22		80,000	0.15	28	0	0	-1,749,435	-6,385	-75,904
107	H20. 8. 22		80,000	0.15	31	0	0	-1,829,435	-7,408	-83,312
108	H20. 9. 25		80,000	0.15	34	0	0	-1,909,435	-8,497	-91,809
109	H20. 10. 22		80,000	0.15	27	0	0	-1,989,435	-7,042	-98,851
110	H20. 11. 25		80,000	0.15	34	0	0	-2,069,435	-9,240	-106,091
111	H20. 12. 22		50,000	0.15	27	0	0	-2,119,435	-7,633	-115,724
112	H21. 1. 22		50,000	0.15	31	0	0	-2,169,435	-8,993	-124,717
113	H21. 2. 24		50,000	0.15	33	0	0	-2,219,435	-9,807	-134,524
114	H21. 3. 24		50,000	0.15	28	0	0	-2,269,435	-8,512	-143,036
115	H21. 4. 24		50,000	0.15	31	0	0	-2,319,435	-9,637	-152,673
116	H21. 5. 22		50,000	0.15	28	0	0	-2,369,435	-8,896	-161,569
117	H21. 6. 23		50,000	0.15	32	0	0	-2,419,435	-10,386	-171,955
118	H21. 7. 22		50,000	0.15	29	0	0	-2,469,435	-9,611	-181,566
119	H21. 8. 21		50,000	0.15	30	0	0	-2,519,435	-10,148	-191,714
120	H21. 9. 24		50,000	0.15	34	0	0	-2,569,435	-11,734	-203,448
121	H21. 10. 22		50,000	0.15	28	0	0	-2,619,435	-9,855	-213,303
122	H21. 11. 24		50,000	0.15	33	0	0	-2,669,435	-11,841	-225,144
123	H21. 12. 22		50,000	0.15	28	0	0	-2,719,435	-10,238	-235,382
124	H22. 1. 25		50,000	0.15	34	0	0	-2,769,435	-12,665	-248,047
125	H22. 2. 24		50,000	0.15	30	0	0	-2,819,435	-11,381	-259,428
126	H22. 3. 25		50,000	0.15	29	0	0	-2,869,435	-11,200	-270,628
127	H22. 4. 22		50,000	0.15	28	0	0	-2,919,435	-11,006	-281,634
128	H22. 5. 21		50,000	0.15	29	0	0	-2,969,435	-11,597	-293,231
129	H22. 6. 23		50,000	0.15	33	0	0	-3,019,435	-13,423	-306,654
130	H22. 7. 23		50,000	0.15	30	0	0	-3,069,435	-12,408	-319,062
131	H22. 8. 25		50,000	0.15	33	0	0	-3,119,435	-13,875	-332,937
132	H22. 9. 24		50,000	0.15	30	0	0	-3,169,435	-12,819	-345,756



これは正本である。

平成23年11月17日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 石井 奈穂子